

練馬区

被災建築物応急危険度判定

ボランティアの手引

練馬区 都市整備部 建築課

令和3年3月改訂版



練馬区公式アニメキャラクター ねり丸
©練馬区

被災建築物応急危険度判定について

被災建築物応急危険度判定（以下「判定」といいます。）は、行政が民間判定士のボランティアによる協力のもと、地震後の余震等による二次被害を防止するため、被災した建築物が使用できるか否かの判定を応急的に行うことを目的としています。

判定の結果は、結果に応じた色の紙を建築物の見やすい場所に表示することで、当該建築物の利用者・居住者だけでなく、建築物の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにします。

罹災証明の為の調査や被災建築物の恒久的使用の可否を判定するなどの目的で行うものではありません。

【結果の表示】

使用可能：緑紙



調査済
INSPECTED

※この建築物の健全程度が十分と判定されました。
※避難禁止は適用できません。

建築物名称
住所：
備考：
判定日時 区 区 年 月 日 時 分 種別
区役所建築課 係 係

要注意：黄紙

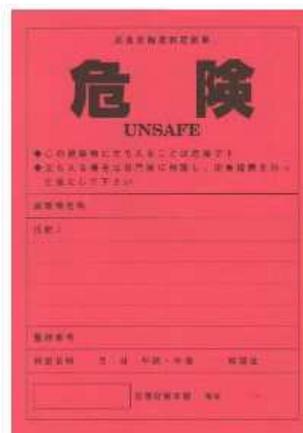


要注意
LIMITED ENTRY

※この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい。
※応急的に補修が必要な場合は専門家に依頼して下さい。

建築物名称
住所：
備考：
判定日時 区 区 年 月 日 時 分 種別
区役所建築課 係 係

危険：赤紙



危険
UNSAFE

※この建築物に立ち入ることは危険です！
※立ち入りは構造士に依頼し、応急補修を完了
させた上で行ってください。

建築物名称
住所：
備考：
判定日時 区 区 年 月 日 時 分 種別
区役所建築課 係 係

【落下危険物または転倒危険物に関する危険がある場合の表示】

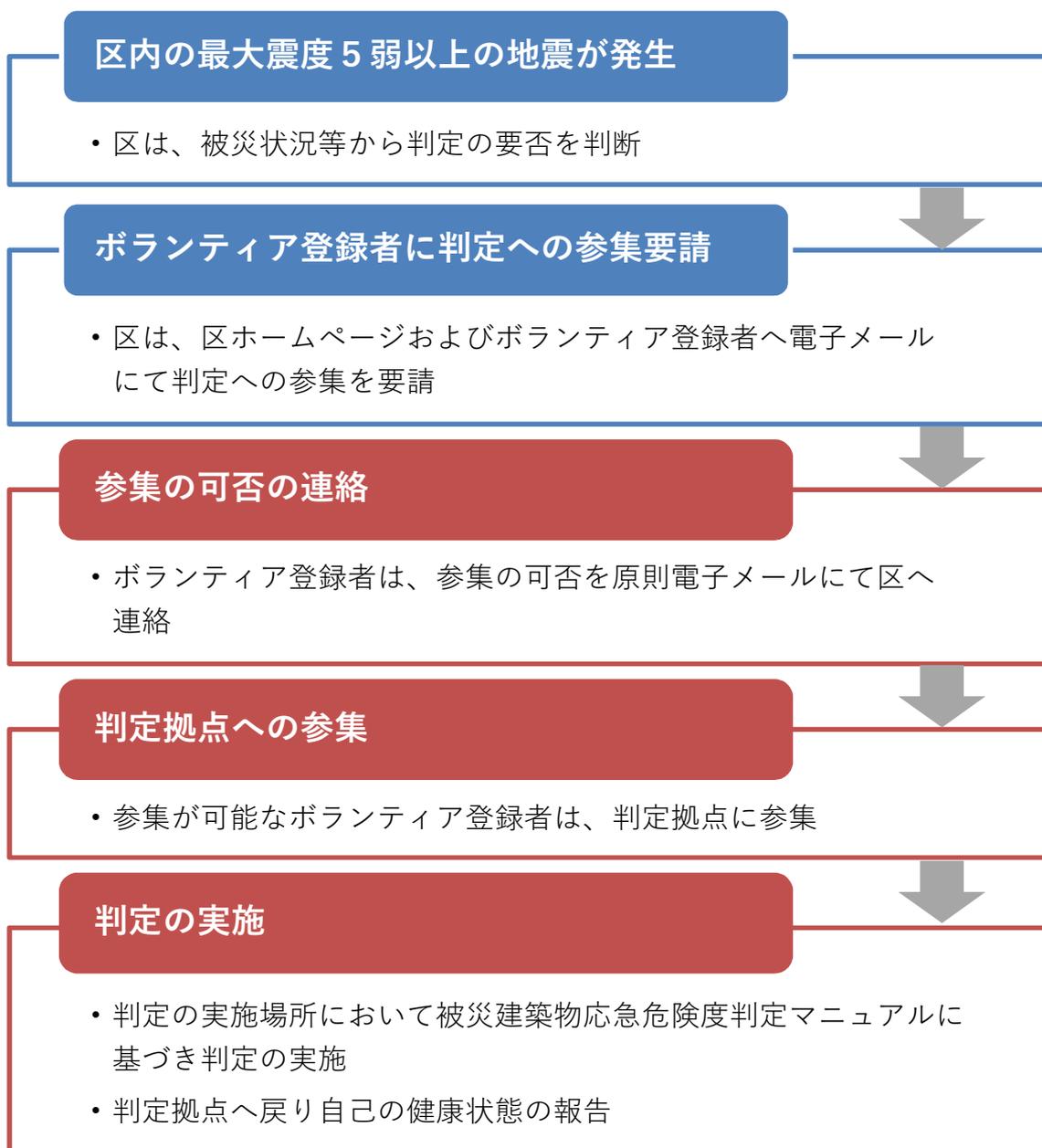


ボランティアの概要について

練馬区（以下「区」といいます。）は、区の区域内（以下「区内」といいます。）の建築物が大規模な地震により被災した際に、震災の初動時から区と判定を行って頂ける意欲ある一定の要件を満たした方を練馬区被災建築物応急危険度判定ボランティア（以下「ボランティア」といいます。）として登録をしています。

お知り合いにボランティアへの登録を希望する方がいらっしゃる場合、区へご連絡ください。

地震の発生から判定実施の流れ



※1 区は、区内の建築物が地震より被災した場合のみボランティア登録者へ参集を要請します。要請を受けないで自ら判定する場合においても、必ず、区の指示に従い行動してください。

※2 判定への参加は、ご自身の被災状況や健康状態を勘案し、ご家族、勤務先と相談して決めてください。

※3 区が参集を要請した場合や区が研修主催した場合、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等保障制度」の保険に加入します。保険の内容については、<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/nwcon017/wp-content/uploads/2018/07/300ALL.pdf> をご確認ください。

参集時に必要なもの

- ・東京都防災ボランティア登録証
- ・判定マニュアル
- ・応急危険度判定員手帳
- ・ヘルメット
- ・健康保険証（写し）
- ・1日分の昼食
- ・判定資機材等（筆記用具、軍手、雨具、水筒、マスク、携帯電話、モバイルバッテリー、ナップザック）



等

区からボランティア登録者への情報発信の方法

- ・区ホームページ 『練馬区 応急危険度判定』で検索してください。
- ・電子メール OUKYU-NW @city.nerima.tokyo.jp
※電子メールアドレスを変更した場合は速やかにご連絡下さい。
※区からのメールが受信できるように、迷惑メールフィルターを解除してください。

区への連絡の方法（事務局：建築課 狭あい道路拡幅係）

- ・電子メール OUKYU-NW @city.nerima.tokyo.jp
- ・電話 03-5984-1323（緊急時のみ）

ボランティアの皆さまのご意見をお待ちしています。

よりよい事務局の運営に向けて、事務局の運営や研修の内容などについてボランティアの皆さまのご意見などをお待ちしております。

また、事務局からボランティアの皆さまの名簿の点検を兼ねて、電子メールにより事務局の運営や研修の内容についてご意見を伺うことがありますので、返信によるご協力を頂けますよう、よろしくお願いいたします。